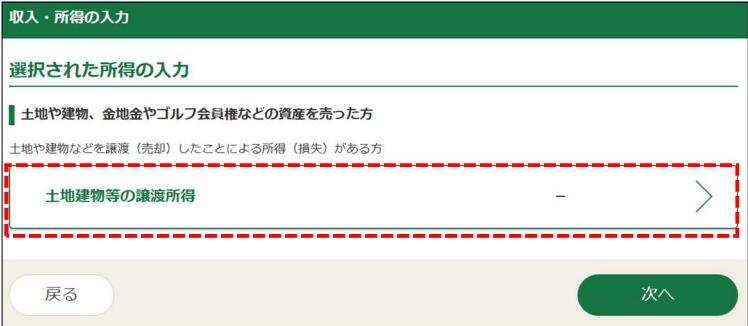


表題	作成コーナーで「土地建物等の譲渡所得」を入力したい
ファイル名	2 「譲渡所得の内訳書が作成未済である場合の入力方法」

目次

1	収入・所得の入力 (SS-AA-050)	1
2	土地建物等の譲渡所得の入力方法選択 (SS-EE-010)	2
3	譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070)	2
4	譲渡価額の内訳等の入力 (SS-EE-080)	3
5	譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070) ※譲渡価額の入力後	4
6	取得費の入力方法の選択 (SS-EE-120)	5
7	取得費の入力(土地) (SS-EE-130e)	6
8	取得費の入力方法の選択 (SS-EE-120) ※土地の取得費入力後	7
9	取得費の入力(建物) (SS-EE-130c)	8
10	取得費の入力方法の選択 (SS-EE-120) ※建物の取得費入力後	9
11	譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070) ※取得費入力後	10
12	譲渡費用の一覧 (SS-EE-100)	11
13	譲渡費用の一覧 (SS-EE-100) ※譲渡費用入力後	12
14	譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070) ※譲渡費用入力後	13
15	特例の選択 (SS-EE-140)	14
16	入力内容の確認 (SS-EE-270)	14
17	計算結果	15
18	収入・所得の入力 (SS-AA-050)	15

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 収入・所得の入力 (SS-AA-050)	
	「収入・所得の入力」画面で『土地建物等の譲渡所得』を押します。

2 土地建物等の譲渡所得の入力方法選択 (SS-EE-010)

土地建物等の譲渡所得の入力

土地建物等の譲渡所得の入力方法選択

入力前の確認事項

「次へ」ボタンを押して、「譲渡所得の内訳書」等を作成します。 ? □

① 以下の「ご利用になれない方」に該当する場合は、作成コーナーでは「譲渡所得の内訳書」等を作成出来ません。
明細書等一覧から「譲渡所得の内訳書」等をダウンロードして別途作成し、「既に譲渡所得の内訳書等を作成された方」を開き、「既に譲渡所得の内訳書等を作成している（計算結果を入力する）」にチェックした上で「次へ」ボタンを押してください。

> ご利用になれない方 □
> 明細書等一覧 □

既に譲渡所得の内訳書等を作成された方

戻る 次へ

「土地建物等の譲渡所得の入力方法選択」画面が表示されます。

内訳書の作成を行う場合は『次へ』を押します。

3 譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070)

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡所得の内訳書作成 契約：1件目

譲渡（売却）した土地・建物等の情報を入力してください。
譲渡（売却）した契約が2件以上ある場合は、1件ごとに入力します。

譲渡価額の内訳等

「入力する」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を入力してください。
入力に必要な書類

入力する >

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「入力する」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を入力してください。
※：購入（建築）の金額が不明であるなど、取得費を譲渡（売却）価額の5%相当額で計算する場合には入力不要です。
その場合、取得費を譲渡（売却）価額の5%とした上で、長期譲渡所得として計算します。

入力に必要な書類

入力する >

譲渡（売却）するために支払った費用

「入力する」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を入力してください。
※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

入力する >

戻る 次へ

「譲渡所得の内訳書作成」画面が表示されます。

「譲渡価額の内訳等」の『入力する』を押します。

4 譲渡価額の内訳等の入力 (SS-EE-080)

[illegible]

「譲渡価額の内訳等の入力」画面が表示されますので、内容を入力します。

入力が終わりましたら『次へ』を押します。

※参考「共有者がいる」場合

土地建物等の取得方法の入力

不動産売買の入力 > 特約締結 > 入力内容の確認

共有者の入力 契約：1件目

▲譲渡（売却）した土地のうち、自己の共有持分が異なる部分がある場合や、譲渡が異なる理由でそれ以外の持分が異なる場合は、作成コーナーで「譲渡相場の内訳書」等を作成することはできません。

共有持分とは

譲渡（売却）した土地・建物等の共有者情報について入力してください。

入力例 図

共有者の情報入力

住所
※：2桁5桁以内

☐〇作ム山男 X - X

氏名
※：2桁5桁以内

原典 二部

持分の入力

Q 譲渡（売却）した土地と建物等の共有持分は同一ですか？

※：譲渡（売却）した建物等（2棟以内）又は（建物以外）の取得は1回1棟単位で入力してください。

はい いいえ

	持分
あなた	/
共有者1人目	/

戻る 次へ

5 譲渡所得の内訳書作成（SS-EE-070）※譲渡価額の入力後

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力

特例選択

入力内容の確認

譲渡所得の内訳書作成

契約：1件目

譲渡（売却）した土地・建物等の情報を入力してください。
譲渡（売却）した契約が2件以上ある場合は、1件ごとに入力します。

譲渡価額の内訳等

「訂正」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を訂正してください。
入力に必要な書類

	譲渡された土地・建物	譲渡年月日	譲渡価額	操作
1	売却した土地・建物の所在地	令和6年3月31日	50,000,000円	訂正 削除

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「入力する」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を入力してください。
※：購入（建築）の金額が不明であるなど、取得費を譲渡（売却）価額の5%相当額で計算する場合には入力不要です。
※：譲渡費用を譲渡（売却）価額の5%とした上で、長期譲渡所得として計算します。

入力に必要な書類

入力する

>

譲渡（売却）するために支払った費用

「入力する」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を入力してください。
※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

入力する

>

戻る

次へ

「譲渡価額の内訳作成」画面に戻ってきます。

「取得費(譲渡（売却）した資産の購入代金等)」の『入力する』を押します。

6 取得費の入力方法の選択 (SS-EE-120)

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

取得費の入力方法の選択 契約：1件目

> 取得費とは

入力例

入力方法の選択

入力方法を選択してください。

☐ 土地と建物を同時に取得したが、その購入（建築）代金の内訳が分からないため総額で入力する

※：マンションや建売住宅、中古住宅等を購入した場合（契約書に土地と建物の総額が記載されており、土地と建物のそれぞれの内訳の情報が分からない場合）など

☒ 土地建物の購入（建築）代金を個別に入力する

※：土地のみ又は建物のみを購入した場合
※：土地・建物を別々に購入した場合や、土地の購入代金と建物の購入代金が契約書に記載されている場合

取得費の入力

土地・建物はそれぞれ2回の購入まで入力できます。3回以上にわたって土地又は建物を購入した場合は、作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

以下のボタンから土地と建物の取得費をそれぞれ入力してください。

土地

入力件数：0件 / 2件

+ 土地の取得費を入力する

建物

※：買本の支出に該当する場合がある場合は、2件目に増改築にかかった費用を入力してください。
※：令和元年（平成31年）以前に増改築した場合は作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

入力件数：0件 / 2件

+ 建物の取得費を入力する

戻る

次へ

「取得費の入力方法の選択」画面が表示されます。

「入力方法の選択」で該当する項目を選択し、『+土地の取得費を入力する』を押します。

※ 以下 10 まで「土地建物の購入(建築)代金を個別に入力する」を選んだケースについて説明していきます。

7 取得費の入力(土地) (SS-EE-130e)

「取得費の入力(土地)」画面が表示されます。譲渡(売却)した土地の購入代金等を入力します。

入力が終わりましたら、『次へ』を押します。

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

取得費の入力(土地) 契約: 1件目

譲渡(売却)した土地の購入代金等

入力例

取得費の計算

Q 譲渡資産の購入代金や購入に要した費用(購入時に支払った仲介手数料や登記費用など)が分かりますか?
※: 先着伝来の財産であるとか、買い入れた時期が悪いなどのため取得費が分からない場合や取得に要した費用と取得後に行った宅地造成費用等の合計額が譲渡(売却)価額の5%に満たない場合には、取得費を譲渡(売却)価額の5%に相当する額で計算することができます。
> 5%に相当する額で計算とは

はい

いいえ

譲渡(売却)した土地の情報

購入代金(円)
購入代金とは
10,000,000

購入先の氏名(名称)
※: 28文字以内
譲渡(売却)した土地の購入先名称

購入先の住所(所在地)
※: 28文字以内
譲渡(売却)した土地の購入先住所

購入年月日
※: 不動産の引渡しを受けた日(又は契約日)を入力してください。
※: 相続や贈与により取得した場合は、被相続人や贈与者が実際に購入した年月日となります。
年 月 日

☒ 引き渡しを受けた日は平成30年12月31日以前であるが、正確な年月日は不明である
不明である場合は、長期譲渡所得として計算します。
> 長期譲渡所得とは

上記物件を購入するために支払った費用

上記物件を購入するために支払った費用(購入時に支払った仲介手数料や登記費用(非事業用資産に係るもの)など)や取得後に行った宅地造成費用等について入力してください。

入力例

1件目

費用の種類
※: 20文字以内
登記費用(費用1)

支払金額(円)
100,000

支払先の氏名(名称)
※: 28文字以内
土地登記費用の支払先名称

支払先の住所(所在地)
※: 28文字以内
土地の登記費用の支払先所在地

支払年月日
平成6(1994) 6 6

支払った費用を追加入力する

戻る

次へ

6 / 15 (目次へ)

8 取得費の入力方法の選択（SS-EE-120）※土地の取得費入力後

「取得費の入力方法の選択」画面が表示されます。

『+ 建物の取得費を入力する』を押します。

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力

特例選択

入力内容の確認

取得費の入力方法の選択

契約：1件目

取得費とは

入力例

入力方法の選択

入力方法を選択してください。

土地と建物を同時に取得したが、その購入（建築）代金の内訳が分からないため総額で入力する

※：マンションや建売住宅、中古住宅等を購入した場合（契約書に土地と建物の総額が記載されており、土地と建物のそれぞれの内訳の金額が分からない場合）など

土地建物の購入（建築）代金を個別に入力する

※：土地のみ又は建物のみを購入した場合

※：土地・建物を別々に購入した場合や、土地の購入代金と建物の購入代金が契約書に記載されている場合

取得費の入力

土地・建物はそれぞれ2回の購入まで入力できます。3回以上にわたって土地又は建物を購入した場合は、作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

以下のボタンから土地と建物の取得費をそれぞれ入力してください。

土地

入力件数：1件 / 2件

	購入先	購入年月日	購入代金	取得に要した費用	操作
1	譲渡（売却）した土地の 購入先住所 譲渡（売却）した土地の 購入先名称	取得時期不明	10,000,000円	100,000円	訂正 削除

+ 土地の取得費を入力する

建物

※：資本金的支出に該当する増改築がある場合は、2件目に増改築にかかった費用を入力してください。

※：令和元年（平成31年）以降に増改築した場合は作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

入力件数：0件 / 2件

+ 建物の取得費を入力する

入力結果総額

①土地取得費（総額）

10,100,000円

②建物の取得に要した費用（総額）

—

③償却費相当額

—

④建物取得費（償却費相当額控除後）[②－③]

—

⑤取得費（土地建物合計金額）[①＋④]

10,100,000円

戻る

次へ

7 / 15 （[目次へ](#)）

9 取得費の入力(建物) (SS-EE-130c)

取得費の入力(建物)
契約：1件目

譲渡（売却）した建物の購入（建築）代金等

入力例 ☒

取得費の計算

Q 譲渡資産の購入代金や購入に要した費用（購入時に支払った仲介手数料や登記費用など）が分かりますか？

※：先着伝家の財産であるとか、買い入れた時期が古いなどのため取得費が分からない場合や実際の取得費が譲渡（売却）価額の5%に満たない場合には、取得費を譲渡（売却）価額の5%に相当する額で計算することができます。

☒ 5%に相当する額で計算とす

譲渡（売却）した建物の情報

購入（建築）代金（円）

購入代金とは

90,000,000

購入先の氏名（名称）

※：28文字以内

譲渡（売却）した建物の購入先名称

購入先の住所（所在地）

※：28文字以内

譲渡（売却）した建物の購入先住所

購入年月日

※：不動産の所有権を受けた日（又は契約日）を入力してください。

※：相続や贈与により取得した場合は、被相続人や贈与者が実際に購入した年月日となります。

平成6(1994)
6
6

建物の構造

木造

Q 購入した建物は、業務用、貸付用等に使用されたことがありますか？

Q 建物購入時は新築でしたか？

上記物件を購入するために支払った費用

上記物件を購入するために支払った費用（購入時に支払った仲介手数料や登記費用（非事業用資産に係るもの）など）について入力してください。

入力例 ☒

1件目

費用の種類

※：20文字以内

建物の登記費用（費用1）

支払金額（円）

100,000

支払先の氏名（名称）

※：28文字以内

登記費用（建物）の支払先名称

支払先の住所（所在地）

※：28文字以内

登記費用（建物）の支払先所在地

支払年月日

平成6(1994)
6
6

支払った費用を追加入力する

償却費相当額

> 償却費相当額とは
☒

譲渡の日

令和6(2024)
3
31

計算された償却費相当額

75,413,700円

「取得費の入力(建物)」画面が表示されます。譲渡(売却)した建物の購入(建築)代金等を入力します。

入力が終わりましたら、『次へ』を押します。

10 取得費の入力方法の選択（SS-EE-120）※建物の取得費入力後

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力

特例選択

入力内容の確認

取得費の入力方法の選択 契約：1件目

取得費とは

入力例

入力方法の選択

入力方法を選択してください。

☐ 土地と建物を同時に取得したが、その購入（建築）代金の内訳が分からないため総額で入力する
※：マンションや建売住宅、中古住宅等を購入した場合（契約書に土地と建物の総額が記載されており、土地と建物のそれぞれの内訳の情報が分からない場合）など

☒ 土地建物の購入（建築）代金を個別に入力する
※：土地のみ又は建物のみを購入した場合
 ※：土地・建物を別々に購入した場合や、土地の購入代金と建物の購入代金が契約書に記載されている場合

取得費の入力

土地・建物はそれぞれ2回の購入まで入力できます。3回以上にわたって土地又は建物を購入した場合は、作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

以下のボタンから土地と建物の取得費をそれぞれ入力してください。

土地

入力件数：1件 / 2件

	購入先	購入年月日	購入代金	取得に要した費用	操作
1	譲渡（売却）した土地の 購入先住所 譲渡（売却）した土地の 購入先名称	取得時期不明	10,000,000円	100,000円	訂正 削除

土地の取得費を入力する

建物

※：資本的支出に該当する増改築がある場合は、2件目に増改築にかかった費用を入力してください。
 ※：令和元年（平成31年）以降に増改築した場合は作成コーナーで「譲渡所得の内訳書」等を作成することができません。

入力件数：1件 / 2件

	購入先	購入年月日	購入代金	取得に要した費用	操作
1	譲渡（売却）した建物の 購入先住所 譲渡（売却）した建物の 購入先名称	平成6年6月6日	90,000,000円	100,000円	訂正 削除

建物の取得費を入力する

入力結果総額

①土地取得費（総額）
10,100,000円

②建物の取得に要した費用（総額）
90,100,000円

③償却費相当額
75,413,700円
（建物1件目：75,413,700円、2件目：-）

④建物取得費（償却費相当額控除後）[②-③]
14,686,300円

⑤取得費（土地建物合計金額）[①+④]
24,786,300円

戻る

次へ

「取得費の入力方法の選択」画面に戻ってきます。

入力した取得費の内容が表示されてますので、入力した内容に誤りがない場合は、『次へ』を押します。

※ 取得費を追加したい場合は『+土地の取得費を入寮する』や『+建物の取得費を入力する』から追加します。

※ 入力した取得費に誤りがある場合は『訂正』・『削除』を押します。

9 / 15 （[目次へ](#)）

11 譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070) ※取得費入力後

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特別選択 > 入力内容の確認

譲渡所得の内訳書作成 契約：1件目

譲渡（売却）した土地・建物等の情報を入力してください。
譲渡（売却）した契約が2件以上ある場合は、1件ごとに入力します。

譲渡価額の内訳等

「訂正」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を訂正してください。
入力に必要な書類

	譲渡された土地・建物	譲渡年月日	譲渡価額	操作
1	売却した土地・建物の所在地	令和6年3月31日	5,000,000円	訂正 削除

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「訂正」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を訂正してください。
※：購入（建築）の金額が不明であるなど、取得費を譲渡（売却）価額の5%相当額で計算する場合には入力不要です。
その場合、取得費を譲渡（売却）価額の5%とした上で、長期譲渡所得として計算します。

入力に必要な書類

	取得費	長期・短期	操作
1	24,786,300円	長期	訂正 削除

譲渡（売却）するために支払った費用

「入力する」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を入力してください。
※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

入力する >

戻る

次へ

「譲渡所得の内訳書作成」画面が表示されます。

「譲渡(売却)するために支払った費用」の『入力する』を押します。

12 譲渡費用の一覧 (SS-EE-100)

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡費用の一覧 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について該当するボタンを押して入力してください。

> 譲渡（売却）するために支払った費用とは ☒

■ 仲介手数料
入力件数：0件 / 1件

+ 仲介手数料を入力する

■ 収入印紙代
入力件数：0件 / 1件

+ 収入印紙代を入力する

■ その他の費用
※：その他の費用には、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：修繕費、固定資産税などその資産の維持・管理に要した費用は譲渡費用にはなりません。

入力件数：0件 / 4件

+ その他の費用を入力する

戻る 次へ

「譲渡費用の一覧」画面が表示されます。

土地や建物等を購入するために支払った費用について、入力したい項目を押して内容を入力します。

『仲介手数料を入力する』を押した場合

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡費用の入力 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について入力してください。

入力件数 ☒

費用の種類
仲介手数料

支払先住所（所在地）
〒：280-0000

支払先住所（所在地）

支払先氏名（名称）
〒：280-0000

支払先氏名（名称）

支払年月日
令和6(2024) 3 31

支払金額 (円)
4,924,800

戻る 入力内容の確認

『収入印紙代を入力する』を押した場合

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡費用の入力 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について入力してください。

入力件数 ☒

費用の種類
収入印紙代

支払金額 (円)
20,000

戻る 入力内容の確認

『その他費用を入力する』を押した場合

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡費用の入力 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について入力してください。

入力件数 ☒

費用の種類
測量費

支払先住所（所在地）
〒：280-0000

支払先住所（所在地）

支払先氏名（名称）
〒：280-0000

支払先氏名（名称）

支払年月日
令和6(2024) 3 31

支払金額 (円)
200,000

戻る もう1件入力する 入力内容の確認

13 譲渡費用の一覧 (SS-EE-100) ※譲渡費用入力後

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡費用の一覧 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について該当するボタンを押して入力してください。

> 譲渡（売却）するために支払った費用とは

仲介手数料

入力件数：1件 / 1件

	支払先氏名（名称）	支払年月日	支払金額	操作
1	支払先氏名（名称）	令和6年3月31日	4,924,800円	訂正 削除

+ 仲介手数料を入力する

収入印紙代

入力件数：1件 / 1件

	支払金額	操作
1	20,000円	訂正 削除

+ 収入印紙代を入力する

その他の費用

※：その他の費用には、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。

※：修繕費、固定資産税などその資産の維持・管理に要した費用は譲渡費用にはなりません。

入力件数：1件 / 4件

	費用の種類	支払先氏名（名称）	支払年月日	支払金額	操作
1	測量費	支払先氏名（名称）	令和6年3月31日	200,000円	訂正 削除

+ その他の費用を入力する

譲渡費用の合計

5,144,800円

戻る

次へ

「譲渡費用の一覧」画面に入力した譲渡費用の内容が反映されます。

『次へ』を押します。

14 譲渡所得の内訳書作成 (SS-EE-070) ※譲渡費用入力後

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

譲渡所得の内訳書作成 契約：1件目

譲渡（売却）した土地・建物等の情報を入力してください。
譲渡（売却）した契約が2件以上ある場合は、1件ごとに入力します。

譲渡価額の内訳等

「訂正」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を訂正してください。
入力に必要な書類

	譲渡された土地・建物	譲渡年月日	譲渡価額	操作
1	売却した土地・建物の所在地	令和6年3月31日	50,000,000円	訂正 削除

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「訂正」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を訂正してください。
※：購入（建築）の金額が不明であるなど、取得費を譲渡（売却）価額の5%相当額で計算する場合には入力不要です。
その場合、取得費を譲渡（売却）価額の5%とした上で、長期譲渡所得として計算します。

入力に必要な書類

	取得費	長期・短期	操作
1	24,786,300円	長期	訂正 削除

譲渡（売却）するために支払った費用

「訂正」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を訂正してください。
※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

	譲渡費用の合計額	操作
1	5,144,800円	訂正 削除

戻る

次へ

「譲渡費用の一覧」画面に入力した譲渡費用の内容が反映されます。

『次へ』を押します。

15 特例の選択 (SS-EE-140)

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

特例の選択 契約：1件目

質問に回答し、適用する特例を選択してください。

特例の適用に関する質問

Q 特例の適用を受けますか？
> 土地建物等の譲渡所得に関する特例とは

☐ はい ☒ いいえ

「特例の選択」画面が表示されます。

特例を適用する場合は、『はい』を選択し特例を選択します。

適用する特例がない場合は、『いいえ』を選択し、『次へ』を押します。

16 入力内容の確認 (SS-EE-270)

土地建物等の譲渡所得の入力

不動産売却内容の入力 > 特例選択 > 入力内容の確認

入力内容の確認

契約ごとの入力内容と選択されている特例を表示しています。
表示されている契約について、内容を訂正したい場合は該当する契約の「訂正」ボタンを押してください。
他の契約について入力する方は、画面下の「もう1件入力する」ボタンを押してください。

入力内容の訂正方法

契約：1件目

入力内容

①譲渡価額	50,000,000円
②譲渡費用	5,144,800円
③取得費	24,786,300円
④相続税額取得費加算額	0円
⑤差引金額	20,068,900円
⑥損益通算前の金額[①-②-③-④]	20,068,900円
⑦特例	-
⑧特別控除額	0円

計算結果を確認する場合

入力内容をご確認いただき、間違いがなければ、『入力終了』を押します。

17 計算結果



土地や建物などを譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方

土地建物等の譲渡所得

計算結果

入力された内容に基づき計算した所得金額等は、以下のとおりです。

長期一般分の譲渡所得金額
20,068,900円

閉じる

「計算結果」が表示されます。『閉じる』を押します。

18 収入・所得の入力（SS-AA-050）



収入・所得の入力

選択された所得の入力

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

土地や建物などを譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方

土地建物等の譲渡所得

入力あり

土地建物等の譲渡所得の金額を表示する

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

「収入・所得の入力」画面が表示され、土地建物等の譲渡所得の欄が「入力あり」と表示されます。